

「穢多狩」について

——用語としての再検討——

畑 中 敏 之

はじめに

I 用語としての「穢多狩」研究史

II 史料用語「穢多狩」の事例検討

1. 文政10年・天保4年の摂州川辺郡潮江村「浅七一件」
2. 天保期における京大坂の身分摘発事件
3. 天保14年の武州鼻緒騒動において
4. 明治6年の美作血税一揆において

III 用語「穢多狩」をめぐる諸問題

おわりに

はじめに

「穢多狩」という用語・呼称がある。近世から近代にかけて、史料に登場する。その後の歴史研究・叙述にも使用されてきた用語である。しかし、この用語・呼称が意味している事柄、表現している意味が一定ではない。史料用語としての存在の事実すら、曖昧にされてきた。「穢多狩」という用語・呼称が歴史上のどのような事件・事象を意味するのか、その点において極めて不確かなまま推移してきたのである。これは、用語としての致命的問題である。本稿では、事件・事象としての「穢多狩」そのものの検討ではなく、用語としての「穢多狩」問題を再検討する。

「穢多狩」は、以下本稿で述べるように史料用語である。史料用語というのは、言うまでもなく史料に表現されている用語である。その史料が作成された（対象となる事件・事象の発生した）段階で使用されていた（史料作成者が使用していた）用語ということになる。歴史研究・歴史叙述に際して使用されるのが歴史用語である。対象となる事件・事象に対して、どのような歴史用語を使用するのか、これが歴史研究者等に問われることになる。その際に、史料用語の扱いが問題となる。本稿では、用語「穢多狩」を素材にして、史料用語と歴史用語のあり方について考える。

I 用語としての「穢多狩」研究史

「穢多狩」、その用語としての研究史について述べる。

まず、現時点において「穢多狩」がどのような意味で捉えられているのか、その一般的な理解

をみる。『日本史広辞典』（山川出版社、1997年）には、「穢多狩」が立項されており、次のように説明されている。¹⁾

穢多身分の者が、他身分の者との通婚や奉公、あるいは穢多村以外での居住を摘発され、処罰されること。1799年（寛政11）の大坂町奉行所、1825年（文政8）の堺奉行所による摘発のほか、各地で個別事例が散見され、31年（天保2）の京都市中での100人に及ぶと推定されるいっせい摘発が有名。これらはなんらかの事情で表面化した事件であり、穢多狩が史料用語ではないことから、常時このような政策が行われていたとは考えられない。

ここに説明されているように、「穢多身分の者が、他身分の者との通婚や奉公、あるいは穢多村以外での居住を摘発され、処罰されること」、すなわち身分摘発事件の意味において使用されるのが一般的な「穢多狩」理解である。他の辞典・事典類においてもほぼ同様な記述がみられる。

「穢多狩が史料用語ではない」とあるが、これは明らかなまちがいである。確かに、例示されている寛政11年（1799）の事例³⁾、文政8年（1825）の事例⁴⁾、天保2年（1831）の事例⁵⁾のいずれにおいても、その事件を直接に指して「穢多狩」と記した史料は見当たらない。しかし、「穢多狩」そのものは、同時代の史料用語なのである（詳細は後述）。

このように、現在では、身分摘発の意味において一般的に理解されている用語「穢多狩」なのであるが、研究史においては必ずしもそうではなかった。

戦前期の歴史研究において、身分摘発の意味での用語「穢多狩」使用の事例を見つけることはできない。

柳瀬勁介は、身分摘発の事例について次のように述べている。⁶⁾

（前略）「ゑた」はゑた社会を出て、他の社会に奉公するを得ず、又婚姻を為すことを得ず、若し之れに背くものあらは必ず処罰せられたる等実に奇異の顕象にてありき、左に録するものは寛政年間（2450年代）ゑたの輩平民の家に奉公したる者及び結婚したる当時の文書なり（後略）

この引用部分の後に続けて、寛政11年の摂州西成郡下新庄村の幸七・きちの事例を紹介して、これが例外であり、処罰の厳しかったことを述べる。ここで、「穢多狩」という用語は使用されていない。

喜田貞吉は、この柳瀬勁介の研究等をもとにして次のように述べる。⁷⁾

（前略）丹波何鹿郡上林庄殿村のエタの娘きちを、同郡安国寺村のエタ善助が媒介して、摂津西成郡下新庄村の百姓幸七の女房になしたので、本人きち・媒介人善助・きちの親くに、共に処罰された事もあった。善助は又きちの妹とめをも百姓家へ奉公に世話して居たのである。京都市内散在のエタを外に移したのも、此の頃であった（後略）

ここでも、用語「穢多狩」は使用されていない。

高橋貞樹も、同じく寛政11年の事例を挙げて身分摘発について説明しているが、用語「穢多狩」は使用していない。⁸⁾

戦前期におけるこの分野での研究を集大成した三好伊平次は、「取締峻厳の時代尚混住を断たず」として、次のように述べる。⁹⁾

（前略）江戸時代前期では一般的に差別意識が薄く幕府并諸藩の取り扱いも後代のそれに較べればすこぶる寛大であって自由に部落外に転出する機会に恵まれ謂ふ所の足洗ひが容易であったのである。然るに階級制度の連続に伴ひ（中略）併しながら自由を求め解放を冀ふことは人間本然の欲求であって権力を以て徹底的に抑圧しきれものではない。それかあらぬか制度の力で圧迫した江戸時代でも尚関係部落から遠く部落外（多くは都市）に進出して或は養子、入婿、妻などとなり、或は店舗を構へて商人となり或は店員職人女中等の奉公人となったものも相当あったようである（後略）

さらに続けて、その事例として下記の6例を示す。

「寛政十一年刊行明石岩屋神社の神主琴浦五百萬侶の著『神道柱立』に」

「天保二年京都市内在住者の戸口調査」

「江戸時代の判決事例集とも云ふべき「御仕置例類集」に」（寛政11年の事例）

「阿部弘蔵氏著日本奴隷史に」（文政年間の金座役人への入婿の事例）

「安政頃の出版といはるゝ『浪華の風』に」（捨子の事例）

「座光寺源三郎と鈴木藤吉郎」

三好伊平次も、身分摘発の意味での「穢多狩」の呼称は用いていない。天保2年の京都の事例については、「戸口調査」というように表現している点に注意しておきたい。

戦前期の研究・叙述において、用語「穢多狩」が使用されていたのは、このような身分摘発の事例説明のなかではなかった。

水平運動家の栗須七郎は、「迫害の哀史——弱者に対する非道な多数者」の一例として、いわゆる「解放令反対一揆」を取りあげる。そのなかで、明治4年（1871）の播但農民一揆を説明して、次のように述べる。¹⁰⁾

（前略）この事件のことを、一に、「明治四年の穢多狩」と云ふ。つまり、解放令の反動運動で、播州神東神西両郡（今の神埼郡）の百姓共が、全県下を荒狂って、鉾山寮の出張所を破壊し、県官を凌辱した程で、遂に軍隊の出動を待って、やっと治まった。この「穢多狩」は、一時、全国的に拡がったものであった（後略）

明治4年の播但農民一揆に関する史料そのものの中には、「穢多狩」という用語は見当たらない。栗須七郎の説明にも、そのような史料は紹介されていないが、いわゆる「解放令反対一揆」（さらに具体的に言えば旧「かわた村」に対する襲撃・虐殺）の一般呼称として「穢多狩」が使われて

いるのである。

このように、「穢多狩」=集落襲撃という理解が戦前において一般的であったとすると、その意味するところは、近世における身分摘発の事例よりも、明治初年の集落襲撃・虐殺の歴史的事実がより強く人々の（特に被差別部落の人々の）記憶に鮮明であったということになるだろう。

用語「穢多狩」を身分摘発の意味で使用した研究・叙述は、戦後に出発する。すなわち、1953年の小林茂の研究に始まる。

小林茂は、天保4年（1833）における摂津国川辺郡潮江村の「浅七一件」を分析して、次のように述べる。¹²⁾

時は天保四年の四月から五月にかけて、と云えば大塩の乱よりまる四年前である。場所は摂州川辺郡潮江村。こゝに「宗門改め」に匹敵するに等しい辛辣な「穢多がり」が行われたのである。水吞百姓浅七は穢多の嫌疑を受けて死に至らしめられるような残酷な拷問の吟味をうけ、ようやくこの嫌疑は晴れたけれども、これが為めにさなきだに苦しい生活戦線に立たされてあった浅七一家が、一層苦しいどん底生活に追込まれ、既に六十の坂を越した浅七の長男三十才の血気盛りの浅五郎が、まさに一家の支柱となるべきを無残にも死に至らしめられた一件である（後略）

潮江村領内には、「かわた」身分で構成する村も存在するのであるが、「筋違之もの」「穢多素性之者」との嫌疑をうけたのは、百姓身分で構成する潮江村（本村）の者であった。小林茂の研究によれば、史料用語としての「穢多狩」が出てくるのは、この天保4年の「浅七一件」ではなく、文政10年の同様の一件関係の史料である。この史料用語については、次章で詳細に検討する。

小林茂は、この研究において、「穢多狩」を身分摘発の一般呼称として使用している。すなわち、身分摘発を意味する歴史用語として「穢多狩」を使用しているのである。

しかし、これ以降において、「穢多狩」=身分摘発を対象にした研究はほとんどなされないままに現在に至っている。この間の、関係する歴史叙述や辞典の類における記述のほとんどは、小林茂の研究に依拠した「穢多狩」=身分摘発の認識理解で展開されている。以下に、そのいくつかを示しておこう。

部落問題研究所編刊『部落の歴史と解放運動』（1954年）の「近世篇」（奈良本辰也執筆）は、次のように書いている。

（前略）問題は、やはり穢多といわれた身分でなければならぬ。彼らは、非人の上に位するとはいへ、一般と異なる部落——役人村とも呼ばれた——に定住してそこを離れることはできなかった。もしも、身分をかくして一般の村落に居住していることがあれば、忽ち引き出されて処罰を受けるのであった（後略）

（前略）だが、こゝでは人口は殆ど減っていない。所によっては増加さえもしている。というのは、彼らには出て行くところはなかったのである。その一つの例は「穢多狩り」であろう。これは新開やその他の労働力からもねらわれたのであるが、それ以上に身分制の維持の

ために峻烈に行われた（後略）

この記述は、前年に発表された小林茂の研究に依拠して書かれていることは言うまでもないだろう。いわゆる「部落史」通史（概説）叙述において、身分摘発の意味での用語「穢多狩」の初見ということになる。

原田伴彦『被差別部落の歴史』（朝日新聞社、1973年）は、次のように書いている。

（前略）18世紀後半からきびしくされた賤民取締令のひとつに、部落民が平人に混入することを禁止する条項があります。（中略）幕府では、このころ、部落から抜けだしたものをみつめて、これを部落にさしもどすことをやります。いわゆる「えた狩り」です。（中略）寛政九年（1797）には、京都では、市中にまぎれこんだ「えた」の吟味があり、多数のものが「えた」身分から抜けだしていたことが発見されました。天保になると、京阪地方でこの摘発がさかんになることはあとでのべます。

部落問題研究所編刊『部落の歴史と解放運動・前近代篇』（1985年）の「差別の拡大」の章（脇田修執筆）は、次のように書いている。

（前略）1831（天保2）年京都において戸口調査がなされた時、かなりの人数の穢多が市中で漆屋・布屋あるいは町の用人として生活していたことがわかった。幕府は彼等を六条村や天部村に預けているが、六条村分では53名で、その出身地は大坂渡辺村・摂津能勢郡・丹波亀山在・近江彦根在を含む近畿一円に及んでいる。これは個々人が身分を抜けて紛れ込んだのであるが、幕府はこれを追求して旧身分に戻したのである。これを穢多狩とよんでいる（後略）

部落解放研究所編刊『新編部落の歴史』（1993年）の「近世・6 近世後期の賤民支配」（布引敏雄執筆）は、次のように書いている。

（前略）江戸時代末期、全国各地で脱賤が行われると、これに対応して、いわゆる「えた狩り」も各地で行われるようになる。その結果、部落民と百姓町人との間の溝はますます深くなってゆく（後略）

次に、辞典の類の記述をみておこう。『国史大辞典・第2巻』（吉川弘文館、1980年）。「穢多狩」は立項されていないが、「えた」の項目（渡辺広執筆）において次のように書かれている。

（前略）安永七年の「御触書」にもかかわらず、彼らは相変わらず身分を隠して武家奉公や下男・下女奉公をする者もあれば、娼妓となった者もあったので、当局の取締りはますます厳重になった。寛政年間（1789—1801）には、丹波・丹後・摂津などのえたが百姓・町人へ奉公ないし婚姻したため処罰されたことが史料にみえている。京都の町中に散在するえたを

外に移したのもこのころである。文化・文政ごろ圧迫は一層ひどくなったようである。こうしたいわゆるえた狩りは、えたの封建権力への闘争意識を芽生えさせたので、幕府は天保の改革にあたって、取締りを強化している（後略）

このように、戦後においては、特に1953年の小林茂の研究以降においては、「穢多狩」=身分摘発という認識が一般的理解として形成されてきたのである。しかし、数少ない例外がある。

井上清・北原泰作『部落の歴史——物語・部落解放運動史』（理論社、1956年）の「前篇・部落の歴史」（井上清執筆）には、次のように書かれている。

（前略）このころから、幕府・諸藩ともに、前の節でのべた、服装などにたいするきびしい差別をしばしば強制し、町や村にまぎれこんでいる「えた」をさがし出して処罰する「えた狩り」がたびたびおこなわれるが、あまりききめはない（後略）

（前略）えた解放令が出た直後、高知県で、それにたいする反対をも一要求とした百姓一揆がおこった。（中略）中でも津山地方の一揆は、えた狩りというざんこくなことをやった（前略）

ここに引用した前者は、「穢多狩」=身分摘発であり、後者は、「穢多狩」=集落襲撃という理解にもとづく用語である。ここでは、同じ書物のなかでの同一筆者による記述で、意味する事件・事象が異なる事例を同じ用語＝「穢多狩」で説明していることになる。

秋定嘉和『部落の歴史・近代』（部落解放・人権研究所、2004年）は、次のように書いている。

（前略）その最大の表現は、一般社会における新政反対一揆に際して行われた「えた」狩りであり、「打ちこわし」「殺傷事件」となりました（後略）

これは、「穢多狩」=集落襲撃という認識での記述である。この場合は、書物全体が近代篇であるために、著者（秋定嘉和）の認識が「穢多狩」≠身分摘発であるかどうかは確認できない。

戦後においては圧倒的に少数事例であるが、「穢多狩」=集落襲撃という認識理解が、現在においても存在していることを確認しておきたい。ということは、これまでの関係する研究・叙述において、認識の異なる（意味する事件・事象が異なる）事例を同じ用語「穢多狩」で説明してきたということになる。これは、明らかに矛盾・混乱であり、歴史用語としての「穢多狩」のあり方を問わねばならないのである。

II 史料用語「穢多狩」の事例検討

近世後期から近代（明治初年）にかけての史料に、用語「穢多狩」を見出すことができるのであるが、その事例はきわめて少数である。以下、四つの事件・事象に分類して、史料用語として

の「穢多狩」について、その具体例を検討する。

1. 文政10年・天保4年の摂州川辺郡潮江村「浅七一件」

前述した小林茂の「穢多狩」研究で紹介された史料用語としての「穢多狩」について検討する。

小林茂には、前掲の論文（「穢多がり」——摂州川辺郡潮江村浅七一件¹³⁾）以外に、もう一つの「穢多狩」についての研究論文（「忘れられている部落民の生産力¹⁴⁾」）がある。文政10年（1827）の摂津国川辺郡下坂部村における事例の分析である。下坂部村は、潮江村の隣村である。この村で発生した身分摘発事件を扱っている。奉公人の多数が摘発されたという。紹介されている史料（領主への報告書）には、次のようにある。

（前略）当村先年、他国者召抱来候而御田地相続仕候処、当月十四日頃ニ御公儀様、御吟味之筋有之、御召捕ニ相成、（中略）右御預ヶ之もの共召連罷出候処、右之もの共不筋之者と被仰渡候ニ付一統奉驚入候、尚又村方一統ニ召抱申候下女下男人数五拾人斗之内、八人ハ御召捕ニ相成申候、残り一同者夜抜仕候（後略）

「不筋之者」が「穢多身分」を意味していることは言うまでもない。身分を隠して、下坂部村に多くの奉公人が来ていた。大坂町奉行所によって摘発されたという。しかし、この論文の紹介する史料においては、用語「穢多狩」は出てこない。ここで小林茂が「穢多狩」と表現しているのは、史料用語としてではなく、身分摘発の事件・事象を示す歴史用語として使用しているのである。

実は、小林茂の紹介する前述の天保4年（1833）の潮江村「浅七一件」関係の史料にも用語「穢多狩」は出てこない。論文の中で唯一、史料用語「穢多狩」を紹介しているのは天保4年ではなく文政10年（1827）の一件に関する次の記述部分である。¹⁵⁾

（前略）浅七の出身については既に文政十年の「穢多がり」の際に明らかであった。浅七の実父四郎兵衛が住んでいる播州中西村庄屋から、潮江村庄屋曾助に差出した同年二月の覚書の中に「穢多がり情々御吟味有之趣ニ付此度出生為相致」と記しており、同時に浅七夫婦が今から二八年以前に結婚した旨もみな決して兩人とも筋違いでないことを証明している（後略）

「文政十年の「穢多がり」とあるのは、前述の下坂部村の一件のことだと思われる。浅七は、その際にも嫌疑をかけられ、出身地（播州中西村）の庄屋によって「無実」が証明されたというのである。史料用語「穢多狩」は播州中西村庄屋から潮江村庄屋曾助宛に差し出された「覚書」にあるという。この「覚書」が、果たしてどのようなものなのか。論文には、「穢多がり情々御吟味有之趣ニ付此度出生為相致」というように一部のみの引用で、その全体は紹介されていない。

天保4年の「浅七一件」関係史料は、「岡村家文書」において袋入りで一括されて保存されていた。兵庫県部落史研究委員会で収集撮影された「岡村家文書」（写真版）は、現在、兵庫県立のじぎく会館（兵庫県人権啓発協会）に保管されている。「岡村家文書」の内、潮江村内の「かわた」

村に関わる史料が撮影されて保管されている。この中に、「浅七一件」史料群（袋入り）13点（袋を除く）がある。そのほとんどは、『兵庫県同和教育関係史料集・第2巻』¹⁷⁾及び『尼崎部落解放史・資料編Ⅰ』¹⁸⁾に翻刻されている。『兵庫県同和教育関係史料集・第2巻』には8点（通）、『尼崎部落解放史・資料編Ⅰ』には11点（通）が翻刻収録されている。『尼崎部落解放史・資料編Ⅰ』に収録されていない2点の史料は、他に収録されたほぼ同文（同内容）の史料があるために、収録を割愛されたものと思われる。

兵庫県立のじぎく会館（兵庫県人権啓発協会）に保管されている「浅七一件」一括史料群（写真版）のなかに、前述の「覚書」は存在しない。この「覚書」のみならず、小林茂論文が執筆に際して依拠したと思われる史料はここには既に存在しない。すなわち、現時点において、¹⁹⁾「穢多がり情々御吟味有之趣ニ付此度出生為相致」と書かれた「覚書」を原文書において確認できないのである。「穢多がり」が播州中西村庄屋の表現であったことを否定しているのではない（「穢多狩」=身分摘発として使用されていた事実を否定するものではない）が、どのような文脈において使われた言葉なのか、その評価については保留せざるを得ない。

2. 天保期における京大坂の身分摘発事件

天保2年（1831）の京都における身分摘発事件は、その代表的事例として、戦前期から現在に至るまで紹介されてきた。たとえば、京都部落史研究所編刊『京都の部落史・第1巻（前近代）』（1995年）には、「天保の穢多狩り」として叙述されている。しかし、この天保2年の一件を直接に指して「穢多狩」と表現した史料は存在しない。『京都の部落史・第1巻（前近代）』は、次のように言う（／は改行を示す、以下同様）。

（前略）市中に多くかわたが居住するという実態に驚いたのであろう、京都における穢多狩りは実行に移された。／京都の市中に多数の穢多身分のものがまぎれこんでいるとの噂がつよくなったのは、天保2年（1831）の春であった。若狭小浜にとどいた情報によると、6、7月から吟味がはじまり8月までに600人余が入牢させられたという（古河嘉雄文書）。さらにくわしくはつぎの記録が残されている。11月2日、（中略）／彼らは翌天保3年の正月元日と23日に京中払いとなりそれぞれ出身地にもどされたが、（中略）この時の穢多狩りにつき、明治20年（1887）の『竹田村沿革取調書』は、「天保三年頃の穢多狩の際、他国え出たる者立帰り候に付、多分戸数増し」と伝えている。六条村預けの分には竹田村内野田村の出身者はおらず、天部村に預けられたものと考えられるが、帰住者によって「多分戸数増し」たというのは相当の人数が京都に移り住んでいたことを物語っており、かわた村に与えた衝撃がいかに大きかったかを物語っている。（後略）

六条村に預けられた者たちの経緯については、前述した「古文書」²⁰⁾（京都大学法学部日本法制史研究所蔵）に詳しく書かれているが、そこには、用語「穢多狩」は出てこない。

『京都の部落史・第1巻（前近代）』の引用文にある「古河嘉雄文書」というのは、近世において廻船業・酒造醤油醸造・小浜藩御用達を勤めた古河家に所蔵されてきた文書である。その文書の一部（47点）が『小浜市史・諸家文書編Ⅱ』（小浜市役所、1980年）に収録されているが、その内

の1点に、「諸事覚日記」がある。²¹⁾文化5年（1808）正月から天保6年（1835）に至る様々な情報が記録されている。天保2年の記述のところに、京都における身分摘発の情報が記述されているが、ここでも用語「穢多狩」は使用されていない。

『京都の部落史・第1巻（前近代）』からの引用にある『竹田村沿革取調書』についてみておこう。京都府紀伊郡竹田村「沿革概況取調書」と題されたもので、明治20年3月付で紀伊郡竹田村戸長の山内弥八郎から京都府庶務課に提出されたものである。²²⁾「雑件」の内の「生業」の部分に次のように書かれている。

（前略）本村往古ハ式百戸余モ有之処農業ノミ生活ニ致来リ天保七八年頃ヨリ商法兼業ノ者八九人農業ノ間ニ東高瀬川船引伏見問屋ノ運送荷持等ヲ營者五六拾人有之旧穢多元全郡三栖村ヨリ秀吉公桃山城建築ノ際竹田村字狩賀菟地ヲ開伏見成屋敷ト称一五軒来リ職業下駄表草履ワラチ等ヲ業トス天保三年頃穢多狩ノ際他国江出タル者立帰り候ニ付多分戸数増シ該頃ヨリ伏見問屋運送荷持等ヲ業トスル者有之御一新後本村江合併ス（後略）

結論的に言えば、この記述も、天保2年の京都での身分摘発の一件を直接に指して「穢多狩」と表現しているわけではない。「天保三年頃穢多狩ノ際他国江出タル者立帰り候ニ付」という文面にある「他国江出タル」「立帰り候」という記述に注目するならば、この史料が示しているのは、天保2年の京都での身分摘発によってこの村の人達が摘発・逮捕された一件ではないことがわかる。たとえば、「立帰り候」というのが実際と異なるからである。『京都の部落史・第1巻（前近代）』では身分摘発で逮捕された者が「それぞれ出身地にもどされた」と書かれているが、これは誤りである。処罰には、「洛中洛外弘之上出生居村構申付」「洛中弘之上出生居村構申付」とあり、「洛中洛外」からの追放のみならず「出生居村」に立ち戻ることも許されなかったのである。「沿革概況取調書」には「立帰り候」と書かれていることから、彼等は天保2年の身分摘発によって逮捕された者達ではないということになる。ただし、天保期、他の年次において、また京都のみならず他の地域にあっても身分摘発が多く行なわれていたことは、後述するように明らかなので、身分摘発を恐れて（逃れて）出身地の村に「立帰り候」ということは、十分に考えられる。

いずれにせよ、明治20年の時点ではあるが、竹田村戸長の山内弥八郎に、「穢多狩」=身分摘発という明確な認識があったことはまちがいない。この認識は、50余年以前の事件・事象認識と連続したものであったと考えていいだろう。

このように、天保2年の京都における身分摘発を「穢多狩」と直接に表現する同時代の史料用語は見つからないが、次に紹介するように、天保期における身分摘発一般を「穢多狩」と表現した同時代の史料が存在する。

天保13年（1842）、但馬国養父郡十二所村において、土田役所（旗本小出家の地方役所）からの風俗等の取締として本村役人から「穢多村」へ8か条の取締条目が申し渡された。その「申渡」に対して「穢多村」から「本村」役人宛に提出した「請書」が遺されている。次に、その全文を引用する。²⁴⁾

一近年来御公儀ハ御儉約被為仰付候、猶又此度御嚴重ニ被為仰付候、殊ニ土田御役所ハ茂厳敷御見廻り等も度々被為遊候間、末々ニ至迄心得違無之様毎々被為仰聞候趣左之通り申渡ス

覚

一火之用心博奕并野荒等之義、度々申渡候通り弥堅相守可申候事

一農業大切ニ相稼可申事

一人寄之場所并見物等ニ出候節、本村之者ニ紛敷風体無之様堅相心得可申事

一他国へ出稼之義、是迄ニも申付置候得共猶又此度相改メ厳敷申付候間堅相守可申候、既ニ京大坂其外諸々ニ近年来穢多かり等も厳敷様子承り候、事ニ当年杯之御吟味ハ別而御嚴重ニ相成、二代三代相過居候もの迄も手強御吟味被為仰付候趣ニ相聞候間、其段急度相守可申候事

一他村日用稼之義、向後猥りに致申間敷候、無扨もの有之候とも此方へ無沙汰仕間敷事

一度々申渡候通り他国者一夜ニても留置候義決而致申間敷、若無扨義ニ候ハ、是又断可申来ル候事

一そうりわらし等茂近年来不相応之高直ニ売払候得とも全渡世之足りニも不相成全体奢り増長致斗り之事ニ被存候間是等之義も得斗指考へ自得可致候事

一本村ハ日用稼之義申遣候もの茂有之候ハ、随分相勤可申候、尤賃銭之義者不同無之様古例之通りニ可致候事

右之通り此度土田御役所ハ厳敷被仰出候間、以来急度相守り可申候、若右之内一ヶ条ニ而も相背候ものも有之候ハ、見付次第此方へ届ヶ可申来、番人へ申付村かた追払可申候、此上万一村かた一統心得違致候ハ、壹人茂不残同様可為候間左様相心得、村中小前人ニ至迄得斗可申付候者也

天保十三寅年

六月日

本村

役人

穢多村へ

前書之通り此度被仰聞連印仕候もの共始メ家内末家末々ニ至迄一々奉畏り候、若違背致候ハ、如何様ニも曲事ニ可被仰聞候、為其乍恐同紙ニ御請書印形仕奉差上候、已上

善九郎印

（他11人略）

御本村

御役人様

土田役所からの申渡の形をとりながらも、文面からは本村役人による「穢多村」への取締の条々が記載されていることがわかる。風俗・行動規制の条目が並ぶなかに、とりわけ強調されているのが、「他国へ出稼之義」を禁じている箇所である。その理由として京大坂等における「穢多かり」=身分摘発の厳しさを挙げていることに注目したい。二代三代にも遡っての摘発がなさ

れる程の厳しいものであることを述べて、「他国へ出稼之義」＝京大坂等への移住（身分を隠しての）を思い止まらせようとしている。ここからは、頻度を増す身分摘発の実施とともに、逆に彼らの身分を越えた活発な移住の実態を読み取ることができる。

天保期の京大坂等における幾度かの身分摘発については、他の史料によっても確認できる。たとえば、「浮世の有様」の「天保七年歳次」の²⁵⁾ところには、次のように書かれている。

（前略）京都にては先達て両奉行所より、町々へ米二斗五升と錢二メ五百文つゝ下されしと云。又当夏巴来不如法の僧・平人に紛込める穢多・博奕・隠遊女等の御吟味厳しく、何れも仰山に召捕られ入牢す。至て騒々敷有様也（後略）

また、「浮世の有様」の「天保十三年雑記」にも、次のように書かれている。²⁶⁾

（前略）京都にて市中は云に及はず、不如法の僧又市中に紛込める穢多の類、大にかり立られて召捕らる（後略）

ここでは「穢多狩」という用語はいずれも使用されていないが、「かり立られて」という文言などからは、「穢多狩」を想定することは可能であろう。

以上、「穢多狩」＝身分摘発の意味で、同時代における明確な史料用語として原文書によって確認できるのは、天保13年の但馬国養父郡十二所村の史料のみなのである。しかし、天保期における「穢多狩」＝身分摘発と言い得るような歴史状況が一般的に存在していたことはまちがいない。

3. 天保14年の武州鼻緒騒動において

天保14年（1843）、いわゆる「武州鼻緒騒動」が起る。武州入間郡越生今市村の百姓と同郡長瀬村の「長吏」²⁷⁾身分の者達の紛争事件を発端にして、周辺の多数の百姓と「長吏」を巻き込む大争闘事件に発展した。

この騒動そのものについての再検討は、²⁸⁾稿を改めて論じる予定であるが、本稿では史料用語「穢多狩」との関わりで、この騒動を取り上げる。

実は、この騒動の顛末を記した記録物語（史料）に、用語として「穢多狩」が出てくるのである。このことは、従来の研究・叙述において、ほとんど注目されることはなかった。「武州鼻緒騒動」を「穢多狩」との関連で捉える研究・叙述はほとんどなかったのである。

この騒動を記録した（物語として編集された）「穢多駆騒動記」を最初に紹介したのは、仲村研「資料・穢多駆騒動記」²⁹⁾である。この表題にある「穢多駆」（「穢多駈」とも表記）をどのように読むのか、まずこれが問題なのである。物語の本文を読めば、その読み方は明瞭になるのだが、「駈（駈）」という漢字の一般的語義³⁰⁾からして、「穢多駈」は「えたがけ」などと読まれてきた。たとえば、森清一『復刻版・武州鼻緒騒動秘史』³¹⁾の「あとがき」には、次のように書かれている。

本稿は小生が部落の古老より聞き取った断片的な伝承を、今日残されている唯一つの資料とも申すべき、『穢多駈騒動記』を参照しながら、整理して書いたものである（後略）

しかし、物語本文の記述内容からは、「穢多駈」は「えたがり」と読むべきなのである。そのように読ませるべく書かれている。以下、具体的に指摘する。

「穢多駈騒動記」の本文に「穢多駈（駈）」という史料用語が出てくるのは「第七」の箇所である（それ以外の本文には、表題を除き「穢多駈（駈）」は出てこない）。次にその部分を「越長譟連記」（内題「穢多駈騒動記」）から引用する。³²⁾

長瀬村之穢多飯米ニこまる事

園部弾次郎様村々穢多駈致事

扱、此騒動ニ付、十里四方之穢多仲間徒党之人数凡六百余人余、食事ハ五軒之穢多³³⁾焚出し、一飯に付白米三俵余と申故

一飯に三俵つゝの焚出しで大汗なかせむらの穢多共

（中略）扱、林七・三郎・与兵衛・九衛門義ハ於会所ニ御召捕に相成、又々御手当にて、村方上野如意村・黒岩村其外近村江百石ニ付人足拾人之差紙ニ而、御手先一同捕子之者ニ者曝³⁴⁾之襷を披ヶ鉢巻一手之支度御免にて、長瀬村穢多の方へ踏込、拾九人召捕、同十一日未明より御大将園部弾次郎様騎馬にて村方組合村々³³⁾人足三百人余、銃炮三拾五挺其外手道具ニ而御召連、厚川村江罷越候所、道之傍に年頃四拾斗之草剪独、穢多駈之事露知らず此体を見て既に逃んとする故、人足之者声をかけ、其元義ハ厚川之者成哉と咎メけるに、彼男申スハ、私ハ大墳村之百姓也と申ける故其俣に

穢多駈に出て草芟を咎れはとかなき故にかまハ去りけり

斯読侍りて厚川村之穢多共御召捕、夫³³⁾女影村穢多共御召捕、夫³³⁾村々にて加勢を殖し、入間川村・中野・今井・藤橋村々之穢多共御召捕被遊候て、扇町屋ニ御止宿にて、翌日人足一同越生町御旅宿へ御引取ニ相成（後略）

ここに描かれた場面は、この「越長譟連記」（内題「穢多駈騒動記」）によれば、次のような段階のできことである。事の発端からこの段階に至るまでの経緯を以下に略述する。

天保14年（1843）7月22日午後、越生今市村の日野屋喜兵衛宅にて、長瀬村の辰五郎が売り込もうとした下駄鼻緒の値段をめぐる、辰五郎と喜兵衛等との間で紛争となり、辰五郎は暴行を受ける。翌23日、長瀬村の辰五郎等数人が日野屋に抗議に出向き、店内にて「狼藉」をはたらく。喜兵衛等は、組合村に呼びかけるとともに（24日）、関東取締出役に辰五郎等を訴えるために出立する（29日）。

8月4日夜、関東取締出役の「手先」である如意村弁之助らは、関東取締出役の到着を待たずに、越生今市村で人足を徴発して辰五郎等の逮捕のため長瀬村へ出向く。そして、長瀬村の茂吉宅にて取調べ中に、彼等は逆に包囲されて「捕子」（何人かの逃亡の結果29人）になってしまう。呼びかけに応じて周辺の「長吏」村々から多くの人々（「600人余」）が長瀬村に参集する（5日）。

6日、関東取締出役の富田錠之助が越生町に到着して、長瀬村の小頭等呼び出す。小頭右衛門等が出頭して、29人の不正（金八両二分奪取）を訴える。富田錠之助は、その件も取り調べる旨を約束して囲みを解くように命じる。翌7日、長瀬村「長吏」の側は、囲みを解く。今市村・上野村・如意村役人らの立会いで、周辺の村々からは百姓達千人余が参集して、29人の解放がな

される。10日、越生町会所にて、富田錠之助による長瀬村「長吏」達の取調が行われる。

そして、この「第七」に描かれた事態を迎える。引用した「第七」の最初の部分では、長瀬村に参集した「長吏」達の食料確保の件が記述され、その後、関東取締出役である園部弾次郎による「召捕」=一斉逮捕の様子が描かれる。

8月11日に関東取締出役園部弾次郎によって開始される「召捕」=一斉逮捕（人足300人余、鉄砲34挺）のことを指して、この物語の作者は「穢多駝」と表現しているのである。「穢多駝」に出て草苳を咎れはとかなき故にかまハ去りけり」との狂歌の「駝」には「かり」とふりがなされている。すなわち、「穢多駝」=「えたがり」なのである。

ここでの「えたがり」は、その文意からすれば、「穢多狩」=一斉逮捕となることは明らかである。前節でみた身分摘発とは、意味を異にする使い方である。

では、何故に「狩」「刈」ではなく、「駝（駝）」³⁵⁾を使用しているのか。記述内容の意味からすれば、ここでは「狩」「刈」等の漢字を使用するのが自然なのであるが、あえて、そのようにはせずに「駝（駝）」を使用している。考えられることの一つは、この「駝（駝）」に、「長吏」身分の人達が多数、長瀬村に参集して（駝け集まって）、周辺の百姓達と対峙したことの意味を込めたということである。もう一つは、「狩」「刈」など非人間的な直接的表記を避けたとも考えられる点である。この点は、この物語の作者の姿勢（物語の評価）にも関わる論点になるだろう。

4. 明治6年の美作血税一揆において

明治6年（1873）の美作血税一揆において、旧「かわた」村が襲撃・虐殺される事件が起こった。北条県（美作国）のほぼ全域に展開したこの一揆は、この時期、西日本を中心に展開した新政反対一揆の一つである。この場合の旧「かわた」村襲撃を指して、関係史料のなかで「穢多狩」が使われている³⁶⁾。後述するように、関係史料の一冊に出てくる。

まずは、一揆の概要を説明する。³⁷⁾

一揆勢は、5月26日に蜂起、27日にかけて県庁（津山）への強訴を企てるが失敗して敗走、その後は、31日にかけて、分散して各地で打壊し等を続ける。この間、「十五等出仕」「戸長」（旧藩政期の大庄屋層）・「盗賊目付」等の居宅、小学校・掲示場等の施設が攻撃（破毀・放火）され、そして旧「かわた」村が襲撃（破毀・放火・虐殺）された。この一揆全体で、破毀された居宅140戸の内51戸、焼失した居宅273戸の内263戸、死者19名の内18名が、旧「かわた」村の被害であった。「戸長」等の居宅に対する破毀行為に比較して、放火・虐殺行為が、旧「かわた」村に集中しているのが特徴である。

5月26日から30日にかけて、判明しているだけでも19の旧「かわた」村が襲撃されて何等かの被害を受けている。当然、被害報告のない襲撃された村数はさらに多いことになる。被害の判明している村の多くが家屋の破毀・放火の被害にあっているのだが、放火・虐殺は、美作国勝北郡津川原村一村に集中している。死者18名は、全てこの村の住人である。津川原村虐殺は、5月28日から29日にかけて起こった。後に、「斬罪」に処せられた者15名の内14名が、この津川原村での虐殺行為を罪に問われたものである。斬罪に処された者の供述によれば、暴徒達は竹槍での刺殺、鉞等での撲殺等をこの津川原村において行っている。

この一揆での旧「かわた」村襲撃を指して「穢多狩」と表現した史料は、『明治六年夏美作全

『国騒擾概誌』³⁸⁾である。次のような文脈のなかで使用されている。

（前略）追々集ル人数何千人ト哉，一手ハ入村辺罷越，此時，同村副戸長并惣代説諭ヲ加へ候処，却テ強勢ヲ発シ，己レモー穴ノ孫狐同罪ノキヤツメト，言葉ヨリ早キ竹鑓ニテ面部ヲ被破，是ニ驚キ退去，夫ヨリ一郡村々従行，第壹，穢多狩可然決定，同夜十時頃，同郡吉原村エ押寄，其方共，平民ト相成，已然ノ身分ヲ不顧，不礼ヲナシ不届至極，自今，元ノ身分ト相成，御百姓ニ対シ従前ノ通可致，請書差出可申哉，於無左ハ，焼払ノ上人命ヲ絶スナド申触（後略）

この部分は、26日から27日にかけての一揆勢の動きを説明した個所である。もう一箇所に、「穢多狩」が出てくる。

（前略）尚々勢ヒニ乗ジ，其余村々穢多狩ト号シテ，一村々名ノ入タル紙簾ヲ立テ，如何ニモ昔シ源平ノ戦之頃モハルカニミレバスクアラマヤト覚ユ，同夜ニ入テモ益々盛，前夜同断所々乱暴ス（後略）

この個所は、津川原村虐殺を記述した後に続く文章である。28日から29日にかけての一揆勢の動きを説明しているところである。このように、史料用語「穢多狩」が、旧「かわた」村襲撃を指して一揆側が使用した呼称として使われているのは明らかである。

「穢多狩」という用語が使われているのは、以上の二箇所である。

『明治六年夏美作全国騒擾概誌』の筆者については、長光徳和は「筆者は不明であるが、旧津山藩士族（鈴木氏か）の手になるものと推定できる³⁹⁾」としている。美作部落問題研究会編刊『美作血税一揆〈資料・研究〉上』⁴⁰⁾には、「鈴木米蔵稿」として収録されている⁴¹⁾。すなわち、『明治六年夏美作全国騒擾概誌』は、一揆の鎮圧側として動員された旧津山藩士によって、その見聞をもとに一揆鎮圧後暫くして（明治10年前後か）記述された史料（証言）ということになる。

しかし、美作血税一揆における旧「かわた」村襲撃を指して「穢多狩」と表現する史料は、この『明治六年夏美作全国騒擾概誌』以外には、同時代の史料のみならず、明治期から昭和初期にかけて記述された美作血税一揆関係の書物等のなかにも一切登場しない。一揆勢が「穢多狩」と称した可能性は否定できないが、一般的に使用されていたとは必ずしも言えない。

当時、一揆側が一般的に使用したのではないかと推定できるもう一つの呼称がある。それは、「穢多征伐」である。ただし、これは、美作血税一揆関係の史料には一切出てこない。その前年、明治5年（1872）1月14日から20日にかけて、美作国に隣接した地域である深津県管下の備中国上房郡・阿賀郡及び岡山県管下の備前国津高郡において旧「かわた」村襲撃事件が発生した。この関係史料⁴²⁾において、「穢多征伐」「新百姓征伐」という呼称が頻繁に使われている。明治5年1月のこの一件は、前年公布の「解放令」以後の旧「平人」と旧「かわた」との軋轢から起こった事件である。「解放令」をうけて、当該地域の旧「かわた」村側は「従前引請居候盜賊尋方・乞食追払・死牛馬取捨等」⁴³⁾を止めることを決めた。これに旧「平人」側は「田地当テ作，山野薪採共一切差留，何レ地所引分可遣候迄ハ，田畑山野へ立入申間敷，且店方ニテ何品ニテモ売遣不

申」ということで対抗した。そして、両者の間に衝突事件が起こり、旧「かわた」村への襲撃となった。この事件では、居宅の破毀・放火が行われ、旧「かわた」村側に4名の死者が出ている。

この一件において旧「かわた」村への襲撃を彼ら（旧「平人」）が、「穢多征伐」と呼称していたことは確認できる⁴⁴⁾。しかし、「新百姓征伐」と実際に称したかどうかは疑わしい。というのは、この「新百姓征伐」という文言は被処罰者の供述調書には頻繁に出てくるのだが、それ以外の史料には見当たらないからである。供述調書の類には、取調官（調書作成者）の意思が強く働くものと考えられる。「征伐」というのは、襲撃側に立つ表現の仕方なのであるが、「穢多」という呼称を使用せずに「新百姓」としたところにその事情（供述書作成者の意思）を窺うことができる。その限りでは、「新百姓征伐」という言い方は「穢多征伐」とは異なり「解放令」を意識（承認）した呼称なのである。

戦前戦後の歴史叙述等において、美作血税一揆における旧「かわた」村襲撃を指して、一般的な歴史用語としては、「穢多狩」ではなく「穢多征伐」等が使用されているのも、このような史料用語「穢多征伐」の存在を前提にしていたものと考えられる。

以上のように、美作血税一揆における史料用語「穢多狩」は、『明治六年夏美作全国騒擾概誌』における事例のみということになる。他の同様事例（「解放令反対一揆」）の史料の中には、「穢多狩」は出てこない。しかし、前章で指摘したように、いわゆる「解放令反対一揆」における旧「かわた」村襲撃を指して、戦前においては「穢多狩」呼称が一般的であったとも考えられるのである。この場合は、まさに歴史用語としての「穢多狩」=集落襲撃ということになる。史料用語・歴史用語の問題については、章を改めて後述する。

Ⅲ 用語「穢多狩」をめぐる諸問題

まず、前章で示した史料用語「穢多狩」について整理しておきたい。

前章では、四つにわけて、その事例を検討した。近世後期から明治初年にかけての史料用語「穢多狩」としての具体的事例は、すなわち、文政10年の摂州川辺郡潮江村の事例、天保13年の但馬国養父郡十二所村の事例、天保14年の武州鼻緒騒動における事例（史料作成時期は弘化年間か）、明治6年の美作血税一揆における事例（史料作成時期は明治10年前後か）の四つの場合に限定される。厳密に言えば、この内、「穢多狩」という漢字表記は、明治6年の美作血税一揆における事例のみである。他は、「穢多狩」とはせずに、「穢多かり」「穢多駆（駈）」などという表記になるが、「えたがり」という固有の表現（呼称）であることはまちがいない。

近世において、「穢多狩」と漢字表記した史料用語が見つからない（存在を否定するものではないが）ことの意味は考えておく必要がある。漢字表記の「穢多狩」は、むしろ明治以降に主として使われるようになるのではないかと推定しておきたい。史料用語のあり方からすると、そのように考えられる。しかし、漢字表記はともかくとしても、「えたがり」と発音される用語（呼称）が、近世の史料において使われていたことは事実なのであり、その意味で、「穢多狩」を史料用語とすることに問題はない。

そこで、次に考えなければならないのは、四つの事例が示す「穢多狩」の意味するところが一

様ではない、という点である。

文政10年の摂州川辺郡潮江村の事例及び天保13年の但馬国養父郡十二所村の事例は〈身分摘発〉であり、天保14年の武州鼻緒騒動における事例は〈一斉逮捕〉であり、明治6年の美作血税一揆における事例は〈集落襲撃〉である。各々に異なる事件・事象を意味していた。

〈身分摘発〉と〈一斉逮捕〉には、一括できる共通点がある。いずれも権力による行為であり、摘発・逮捕は一連の流れとしてある。また、不当ではあるが不法ではない（当時において）、という点も共通して指摘できる。しかし、身分摘発は、隠されている身分を暴き摘発するという点に、一斉逮捕の事例（場合）は、刑事事件の容疑者逮捕を一斉に行うという点に各々重心が置かれている。やはり、異なる事件・事象を意味する用語として分類しておきたい。この二つに対して、〈集落襲撃〉は内容を大きく異にする。行為主体は、権力ではなく民衆である。そして不当かつ不法なものであり（当時においても）、行為者は、当然に処罰されることになる。

このように異なる事件・事象を、同じく「穢多狩」と呼称していたのである。混乱した使い方なのではあるが、そもそも「狩」が異なる複数の（幅のある）意味を有していたことに由来するものと考えられる。⁴⁷⁾

では次に、歴史用語としての「穢多狩」について検討する。「穢多狩」の示す〈身分摘発〉・〈一斉逮捕〉・〈集落襲撃〉をどのような歴史用語で語るのか（語ればいいのか）という問題である。

史料用語を基本にしながらも、歴史用語としての整理・対応が必要なのである。この場合、史料用語「穢多狩」をそのままに使用するわけにはいかない。その理由は三つある。

一つは、身分呼称にかかわる問題である。「穢多」が、当時であっても〈蔑称〉であったことに留意する必要がある。彼ら自身は、明確にその身分呼称を拒否していたのである。「穢多」称は決して制度的なものではなく、あくまでも特定の立場から投げかけられる（特定の場面で使用される）蔑称なのであった。⁴⁸⁾ その蔑称を投げかけられた彼等に対する不当・不法な行為が「穢多狩」なのである。その意味では、「穢多」とされたが故の被害なのである。このことから、史料用語を単にそのままに表現することは適当ではない。しかし、だからと言って、たとえば「かな表記」などに改めるのは事の本質を曖昧にしてしまう記述の仕方だと考える。

二つには、「穢多狩」がいずれもその行為者（加害者）から発せられた、被害者に対する憎悪・軽蔑・揶揄等々を込めた用語（呼称）である点に留意しなければならない。根本において、「穢多狩」は行為者（加害者）もしくはその行為を肯定する人たちの用語（呼称）なのである。ところが、被害者が、あるいはその行為を告発する立場にある者達が、長くこの用語を使ってきた。たとえば、戦後の岡山県及び全国の部落解放運動の指導者であった岡映は、戦後の早い時期から美作血税一揆と旧「かわた」村襲撃について発言している。岡は、次のように言う。⁴⁹⁾

（前略）最初から未解放部落を攻撃するために計画された一揆でないことは理解はできる。

しかし、現在もなお、美作地方の未解放部落民衆に、「恨みの日」として記憶に留めさせている「エタ征伐」は、長い階級支配の道具としての封建身分制の区別によってつちかわれた、「虐げられたものに与えられたる優越感」の根深さを物語るものであろう（後略）

岡映は、別のところでは「エタ狩り一揆」とも表現している。⁵⁰⁾ 「エタ征伐」「エタ狩り一揆」、

これらは一揆側（襲撃側）から発せられたものである。その用語（呼称）を使うことは屈辱的なことではある。やはり、行為者（加害者）が発した被害者を軽蔑・揶揄する言葉を、ただ単にそのままにして使用することはできない。しかし、その行為を告発する意味で、あえてその用語を使用するという選択もあり得る。だからこそ、岡映も「」付で表記したうえで、この用語を使用していたのだと考えられる。

三つには、史料用語「穢多狩」の意味する内容が一樣ではない、という点である。本稿で明らかにしたように、少なくとも三つに分類することができるのである。このことから、事件「穢多狩」を一つの歴史用語で語ることはできない。従来は、この点を曖昧にして一つの用語「穢多狩」を使用してきた。これまでの研究史（叙述も含め）においては、ここに最大の問題があった。そこで、各々の意味を客観的に表現する歴史用語が必要になる。史料用語「穢多狩」をそのままではなく、それに各々の注釈を付して区別することが必要だと考える。

以上三つの点を考慮して、次のように提案したい。

「穢多狩」=身分摘発、「穢多狩」=一斉逮捕、「穢多狩」=集落襲撃、というように各々の事件・事象に対して、三つの歴史用語を使用する。これは、史料用語を活かすことであり（そして同時にその行為を告発する意味を込める）、しかし、そのままではなく「」付で表記して、そして、各々の意味を表現する用語をその後につけ加える、という提案である。一見煩雑に思われるが、より客観的な歴史叙述をめざすならば必要な対応だと考える。

おわりに

「穢多狩」について、その用語としての問題を検討してきた。史料用語「穢多狩」の整理と歴史用語「穢多狩」の問題提起が本稿の主たる課題であった。

残る課題は、「穢多狩」=身分摘発、「穢多狩」=一斉逮捕、「穢多狩」=集落襲撃の個々の事例分析である。特に、「穢多狩」=身分摘発については、研究は皆無に近い。歴史叙述においては、自明の如くに「穢多狩」=身分摘発の諸事例が登場するのであるが、その基礎におかれるべき研究が全くなされていない現状である。本稿での「用語」問題の検討をふまえて、今後の研究課題としたい。

註

- 1) 本稿における引用文の下線は、引用者（筆者）による。以下同様。
- 2) この場合『日本史広辞典』には、「一七九九」のように漢数字で表記されているが、引用に当たっては、算用数字に改めている。本稿での以下の引用においても、同様の処理をしている。
- 3) 「摂州下新庄村幸七儀穢多を女房ニいたし候一件」（『御仕置例類集・古類集』）。拙稿『『かわた』身分とはなにか』（朝尾直弘編『日本の近世・第7巻』中央公論社、1992年）において詳述。
- 4) 「和州上牧村穢多記八、身分押隠奉公住又は平人ニ混罷在候一件」（『御仕置例類集・続類集』）。
- 5) 「市中に住居致候に付、召捕に相成候」という一件。京都大学法学部日本法制史研究室所蔵「古文書」。『日本庶民生活史料集成・第14巻』（三一書房、1971年）収録。本稿においても分析の対象にしている。

- 6) 柳瀬勁介（権藤震二編輯）『社会外の社会 穢多非人』（大学館，1901年）。引用に当っては、旧字体を改め、記述方法を一部改変している。本稿における旧字体・旧仮名遣いの文章の引用に当っては、以下同様。
- 7) 喜田貞吉「エタに対する圧迫の沿革」（『民族と歴史』第2巻第1号・特殊部落研究号，喜田貞吉主筆，1919年）。
- 8) 高橋貞樹『特殊部落一千年史』（更生閣，1924年5月）。
- 9) 三好伊平次『同和問題の歴史的研究』（同和奉公会，1943年）。
- 10) 栗須七郎『水平の行者』（日本社，1924年10月）。
- 11) この一揆については、小野寺逸也「明治4年播但農民一揆——政治過程を中心として——」（『部落問題研究』25，1969年），阿部真琴「播但農民一揆と賤民解放令」（『徳川林政史研究所研究紀要（昭和50年度）』1976年）に詳細に検討されている。
- 12) 小林茂「穢多がり」——撰州川辺郡潮江村浅七一件——」（『部落』40号，1953年2月）。
- 13) 前掲の註12参照。
- 14) 小林茂「忘れられている部落民の生産力」（『部落』71号，1955年12月）。
- 15) 前掲の註12参照。
- 16) 岡村家（現尼崎市在住）は潮江村本村庄屋曾助家に繋がる。
- 17) 兵庫県部落史研究委員会編『兵庫県同和教育関係史料集・第2巻』（兵庫県同和教育協議会，1973年）所収「岡村家文書」。
- 18) 尼崎部落解放史編纂委員会編『尼崎部落解放史・本編』（尼崎同和問題啓発促進協会，1988年）所収「岡村家文書」（編集担当：安達五男）。
- 19) 1953年に発表された『部落』第40号所収論文（註12）において叙述されている内容の根拠となる史料の多くは、既に「浅七一件」史料群（袋）の中には存在しない。岡村家において撮影された1973年の『兵庫県同和教育関係史料集・第2巻』編纂の段階で、既に存在していなかったものと推測される。岡村家（尼崎市）に、「浅七一件」史料群（袋）以外の他の形で当該関係の文書が所蔵されている可能性があるが、その閲覧を試みたが許可を得られず実現しなかった。
- 20) 前掲の註5参照。
- 21) 以上、『小浜市史・諸家文書編二』（小浜市役所，1980年）の「解説」に拠る。「解説」には、「この文書の作成者は、所蔵者の古河家の人ではないようで、内容から判断するに、城下小浜に住んでいた人物であり、かつ藩内事情にも通じる町人であったと思われる」とある。
- 22) 京都府立総合資料館所蔵。「宇治久世紀伊各町村沿革調」として一括して綴られている。本稿での引用は、京都府立総合資料館所蔵文書の閲読に拠る。
- 23) 前掲の註5参照。本稿での史料引用に際しては、京都部落問題研究資料センター所蔵の写真版の閲読に拠る。以下同様。
- 24) 「十二所公民館文書」。兵庫県部落史研究委員会編『兵庫県同和教育関係史料集・第2巻』（兵庫県同和教育協議会，1973年）及び北但同和促進協議会編刊『但馬に生きる——関係史料集——』（1977年）所収。現在、ここに引用する史料の原文書は行方不明になっている。本稿での史料引用に際しては、兵庫県立のじぎく会館（兵庫県人権啓発協会）に保管されている兵庫県部落史研究委員会で収集撮影された「十二所公民館文書」（写真版）の閲読に拠る。
- 25) 原田伴彦・朝倉治彦編『日本庶民生活史料集成・第11巻・世相第1』（三一書房，1970年）所収の「浮世の有様」より引用。
- 26) 同前。
- 27) 長瀬村は、行政的には「百姓」身分の本村と「長吏」身分の村とで構成されているが、以下の記述では、特に区別せずに「長吏」の村の意で「長瀬村」と表記する。
- 28) この騒動の通説的理解には問題が多い。たとえば、49人の獄死説、弾左衛門の否定的関わり等々の誤りや疑問点がそのままに流布している。十分な研究がなされないままに、不十分な理解での概説・

物語が拡大している状況である。「鼻緒騒動」という名称についても再検討する必要がある。

- 29) 仲村研「資料・穢多駈騒動記」（同志社大学人文科学研究所編『社会科学』第1巻第3・4号、1966年6月）。
- 30) 白川静『新訂・字訓』（平凡社、2005年）によれば、「かり（獺・狩・獵）」は「驅る」（四段）の連用形から転化して、名詞となった。「かり」は「驅る」の名詞形などとあることから、「狩」と「駈」は語義からしても通用可能な文字であることがわかる。この点からも、以下の本稿での「穢多駈」=「穢多狩」は説明可能である。
- 31) 森清一『武州鼻緒騒動秘史』（日本聖公会部落差別問題委員会、1988年）。〔復刻版・武州鼻緒騒動秘史』（埼玉県部落解放研究会、1995年）。大熊哲雄氏のご教示に拠る。
- 32) 「穢多駈騒動記」には複数の異本があるが、引用する箇所（「第七」）の記述は、ほぼ同内容になっている。ここで引用する史料は、根岸一郎家所蔵の「越長譚通記」（内題は「穢多駈騒動記」）である。この史料は『日本庶民生活史料集成・第14巻』（三一書房、1971年）に翻刻（森田雄一校訂）されているが、本稿での引用に際しては、根岸一郎家所蔵文書の閲読に拠る。本史料の筆写年代は、文末に記された署名等から嘉永元年（1848）頃であることが確認できる（越生町の間々田和夫氏のご教示に拠る）。すなわち、事件発生から、数年後（弘化年間）にこの物語が作成されたことになる。
- 33) 九右衛門の「右」欠か。本文書（史料）では、「右衛門」とすべきところを「衛門」とのみ筆写している。筆者の書き癖かと考えられる。
- 34) 「曝」には「さらし」と付されている。この文書には、いくつかの漢字にふりがなが付されている、これが他の異本にはない特徴である。この引用部分でいうならば、「襪」（たスキ）、「披」（かけ）、「草剪」（くさかり）、「独」（いちにん）、「駈」（かり）とある。
- 35) 「越長譚通記」のみならず他の全ての異本が共通して「驅（駈）」を使用している。「狩」「刈」等を使用した異本は見つかっていない。原本が、そのような表記の仕方であったことはまちがいないだろう。
- 36) 美作血税一揆における旧「かわた」村襲撃・虐殺と「穢多狩」については、分析の視点は異なるものの、既に拙稿「二字之醜名」をめぐって」（『立命館経済学』第54巻第5号、2006年1月）で検討している。本稿では、前稿と重なる部分も含めて、別の視角から改めて論じている。
- 37) 本稿での一揆に関する事実経過等の記述は、特に註記しない限り、長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』（国書刊行会、1978年）所収の史料に拠る。
- 38) 「鈴木木橋家資料165番」、津山郷土博物館所蔵。前掲（註37）長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』等にも翻刻収録されているが、本稿での引用は、津山郷土博物館所蔵史料の閲読に拠る。
- 39) 前掲（註37）『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』の史料解題。
- 40) 1975年10月に上巻が刊行されているが、下巻は刊行されていない。
- 41) 元所蔵者（鈴木木橋家・註38参照）等から考えて、前掲『美作血税一揆〈資料・研究〉上』の記す通り、『明治六年夏美作全国騒擾概誌』の筆者は旧津山藩士の鈴木米蔵と考えていいだろう。
- 42) 原田伴彦・上杉聰編『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』（三一書房、1985年）所収史料。
- 43) 内閣文庫「三重県史料」（前掲『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』所収）。
- 44) 「伝聞記録」（人見彰彦蔵「金島家文書」、前掲『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』所収）。
- 45) 「岡山県暴動一件」（国立国会図書館支部法務図書館蔵、前掲『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』所収）。
- 46) たとえば、高橋貞樹『特殊部落一千年史』（前掲註8）、岡映「血ぬられた部落史——美作地方所謂「エタ征伐」一揆覚書」（『部落』45、1953年）、部落問題研究所編刊『部落の歴史と解放運動』（1954年、藤谷俊雄執筆部分）、原田伴彦『被差別部落の歴史』（朝日新聞社、1973年）等は、「穢多征伐」

などと表現している。

- 47) 現在においても、「紅葉狩」「赤狩」「暴力団狩」「山狩」「オヤジ狩」等々の異なる意味での使い方がされている。
- 48) 拙稿「「二字之醜名」をめぐって」（前掲註36）及び「身分引上と醜名除去」（『立命館経済学』第56巻・第2号，2007年7月）において，この問題を主に論じている。ご参照いただきたい。
- 49) 岡映「血ぬられた部落史——美作地方所謂「エタ征伐」一揆覚書」（『部落』45，1953年）。
- 50) 岡映「美作血税一揆から何を学ぶか」（前掲『美作血税一揆〈資料・研究〉（上）』）（前掲註40）。